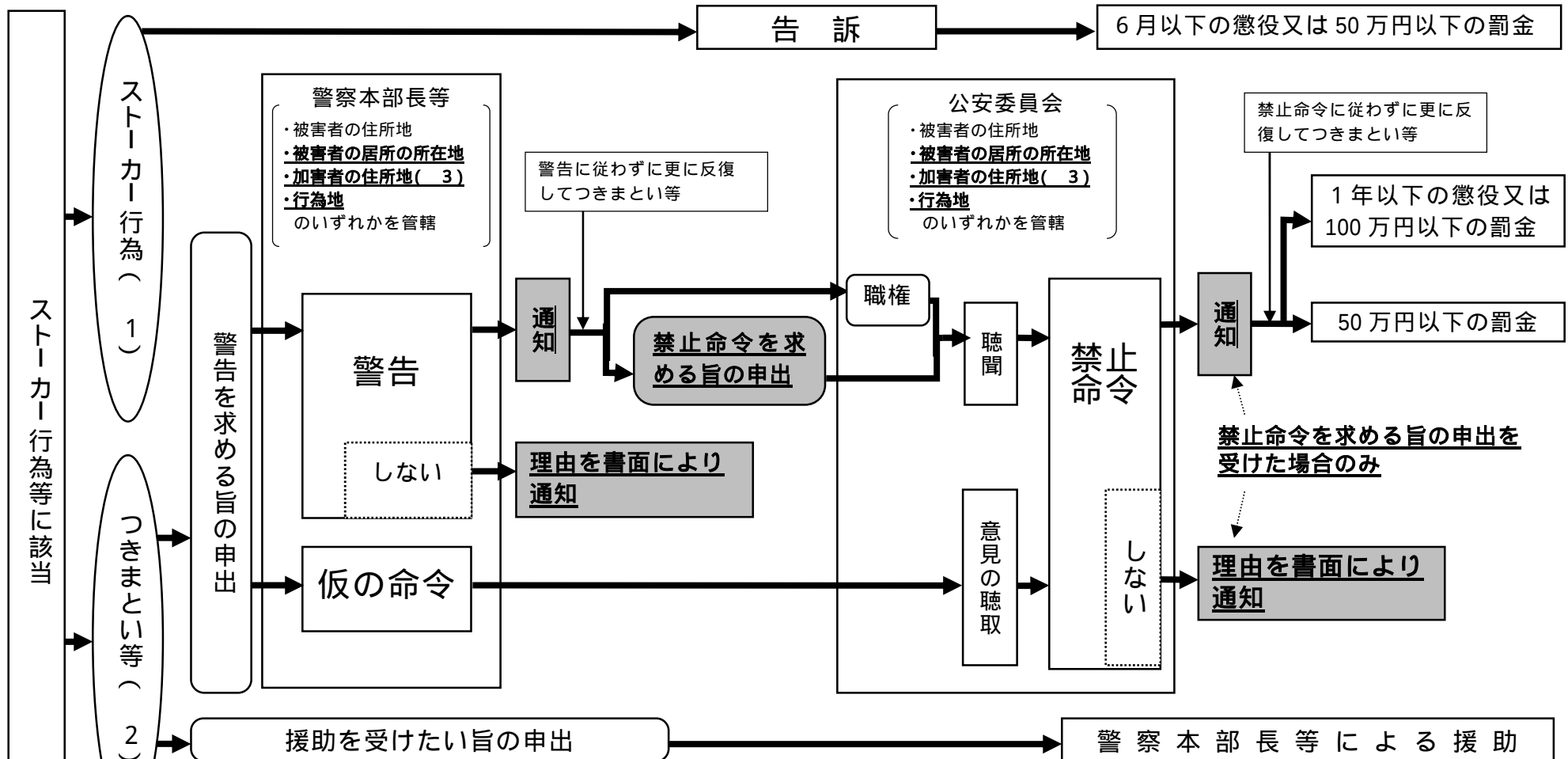


ストーカー規制法の概要

下線・傍線及び灰色の枠の部分は改正によるもの



1「ストーカー行為」とは、同一の者に対し、つきまとい等を反復してすることをいう。

2「つきまとい等」とは、特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、次の行為をすることをいう。

- | | |
|-------------------|-----------------------|
| 1 つきまとい・待ち伏せ・押し掛け | 5 無言電話・連続電話・FAX・電子メール |
| 2 監視していると告げる行為 | 6 汚物などの送付 |
| 3 面会・交際の要求 | 7 名誉を傷つける |
| 4 乱暴な言動 | 8 性的羞恥心の侵害 |

3 日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律の概要

第1 電子メールを送信する行為の規制

拒まれたにもかかわらず、連続して、電子メールを送信する行為を「つきまとい等」に追加すること。

第2 禁止命令等を行うことができる公安委員会等の拡大

- (1) 禁止命令等を行うことができる公安委員会について、加害者の住所等の所在地、つきまとい等が行われた地又は被害者の居所の所在地を管轄する公安委員会にも拡大すること。
- (2) 警告又は仮の命令を行うことができる警察本部長等についても、(1)と同様とすること。

第3 つきまとい等を受けた者の関与の強化

1 禁止命令等に係る申出・通知

- (1) 警告を求める旨の申出をした者の申出によっても、公安委員会は禁止命令等を行うことができること。
- (2) 公安委員会は、(1)の申出を受けた場合において、禁止命令等をしたときは、速やかに、当該禁止命令等の内容及び日時を当該申出をした者に通知しなければならないこと。
- (3) 公安委員会は、(1)の申出を受けた場合において、禁止命令等をしなかったときは、速やかに、その旨及びその理由を当該申出をした者に書面により通知しなければならないこと。

2 警告に係る通知

- (1) 警察本部長等は、警告をしたときは、速やかに、当該警告の内容及び日時を当該警告を求める旨の申出をした者に通知しなければならないこと。
- (2) 警察本部長等は、警告をしなかったときは、速やかに、その旨及びその理由を当該警告を求める旨の申出をした者に書面により通知しなければならないこと。

第4 ストーカー行為等の相手方に対する婦人相談所等による支援

国及び地方公共団体がストーカー行為等の相手方に対する婦人相談所その他適切な施設による支援に努めなければならないことを明記すること。

第5 体制整備・民間の自主的な組織活動の支援に係る施策を実施するために必要な財政上の措置等

国及び地方公共団体は、第4の支援、ストーカー行為等の防止に関する啓発等及び当該防止に関する活動等を行っている民間の自主的な組織活動の支援を図るため、必要な体制の整備、当該組織活動の支援に係る施策を実施するために必要な財政上の措置等を講ずるよう努めなければならないこと。

第6 その他

1 施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行すること。ただし、第1は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行すること。

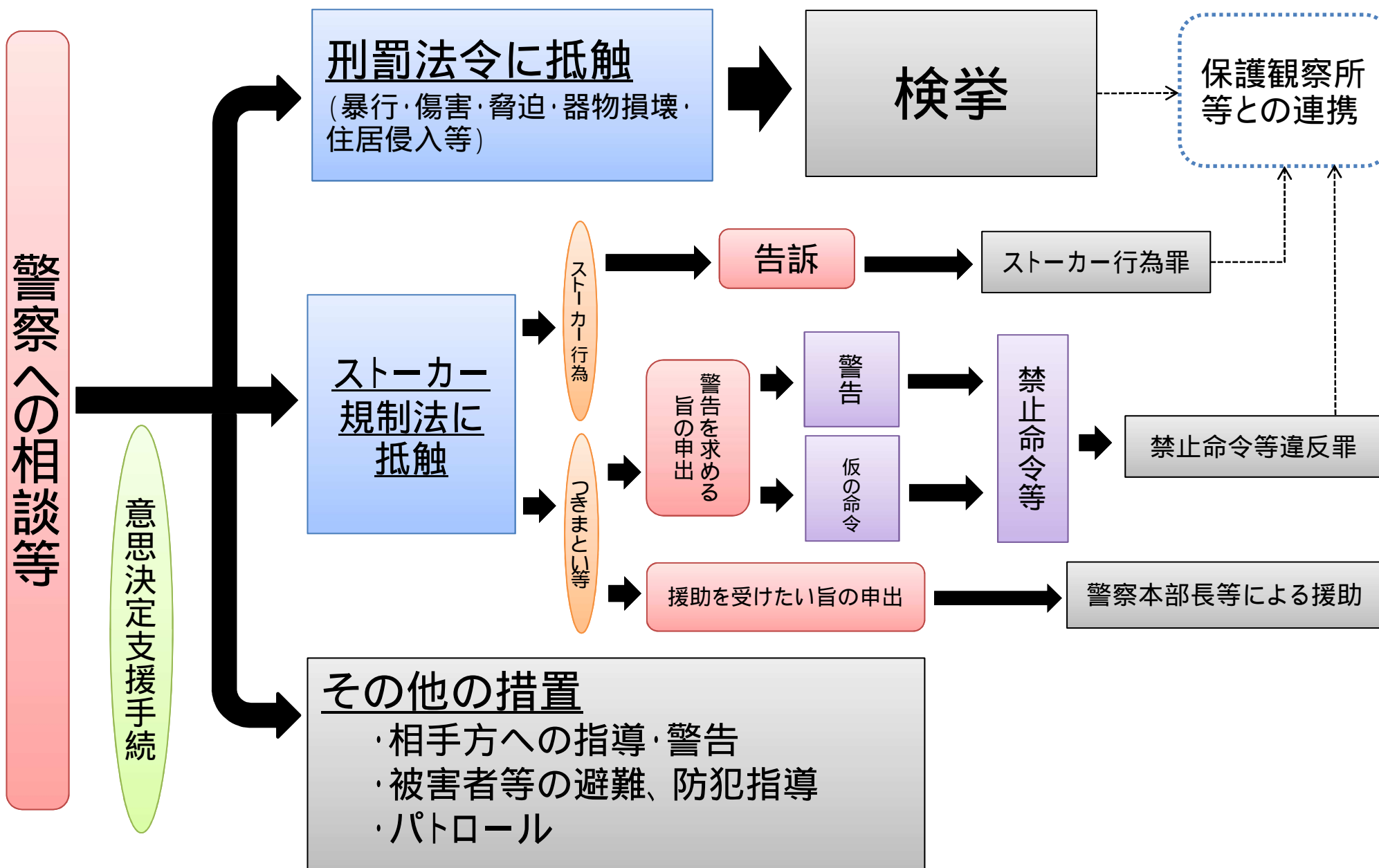
2 経過措置

第3の2は、この法律の施行後に警告を求める旨の申出を受けた場合における警告について適用すること。

3 検討

- (1) ストーカー行為等その他の特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で当該特定の者等に不安を覚えさせるような方法による行為の規制等の在り方については、所要の法改正を含む全般的な検討が加えられ、速やかに必要な措置が講ぜられるものとする。
- (2) 政府は、(1)の規制等の在り方について検討するための協議会の設置、当該行為の防止に関する活動等を行っている民間の団体等の意見の聴取その他の措置を講ずることにより、(1)の検討に当たって適切な役割を果たすものとする。

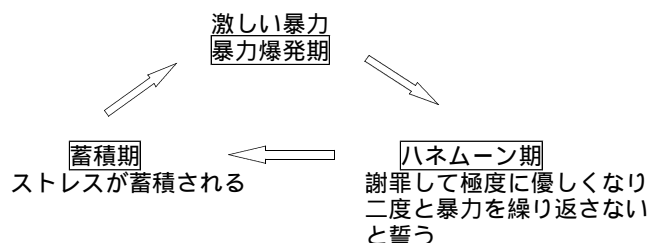
警察におけるストーカー事案への対応



警察に來られたあなたへ

1 知っていたきたいこと

- あなた自身や子供、親族、同僚等に対する殺人、傷害等重大事案へ発展するおそれがあること
- いったん暴力がおさまって相手が優しくなっても、それはいわゆる「ハネムーン期」かもしれないこと
→ また暴力が再開される可能性は充分あります。



- まだ相手に情が残っている・・・外ではまじめな人なのに・・・自分さえ我慢すれば・・・等と考えていませんか？
→ あなた自身やあなたの子供、親族、同僚等の生命や身体を守ることを第一に考える必要があります。

2 あなた自身の決意と協力が必要です。

被害届・告訴（刑事手続）
 ストーカー規制法に基づく警告の申出（警察）
 （→ 禁止命令（公安委員会））
 DV（配偶者暴力）防止法に基づく保護命令の申立て（裁判所）

- ▲ 警察官による注意、口頭警告等（ ）
- ▲ 様子をみる（静観）（ ）
 （ ）警察からのアドバイス
 - ・ 親族等に相談 ～ あなたの生命、身体を本当に大切にしてくれる人に相談を
 - ・ 専門の弁護士、行政書士に相談 ～ 証拠収集・保管等に関する相談を
 - ・ 相手方の知らない場所への転居や一時避難は、被害を防止する上で有効です。

3 「ストーカー・DV等への対応について」に記入してください。

「ストーカー・DV等への対応について」に記入をお願いします。

ストーカー・DV等への対応について

年 月 日 署名

1 警察にとってもらいたい対応等

（該当する項目に○を付け、その理由を書いてください。）

ア 刑事手続をとってほしい

通常の手続は、被害の届出や証拠収集（被害者供述、自宅等での物証の収集等）に御協力いただきます。（なお、被害届等がなくても、110番通報等により臨場した警察官が、相手方を現行犯逮捕等することがあります。）

イ 行政手続（ストーカー規制法に基づく文書警告）をとってほしい

ウ 注意、口頭警告等してもらいたい

エ 現時点では、決心できない。____（週・月）後を目処に確認してほしい

オ その他（ ）

理由：

2 親族、弁護士（会）、配偶者暴力相談支援センター、NPO等への相談

（該当する項目に○を付けてください）

ア 既に相談した

イ 具体的な相談予定あり

ウ 「援助申出書」記載のとおり（本日、警察に紹介された窓口等に相談予定）

エ 具体的な相談予定なし・未定

3 転居・避難の有無

（該当する項目に○を付けてください。）

ア 転居する

イ 一時避難する

ウ 避難しない

[避難しない理由：]

4 自由記載（この件についての考え方や今後のことで書きたいことがあれば自由に書いてください。せまくて書ききれないときは、裏面に続きを書いてください。）

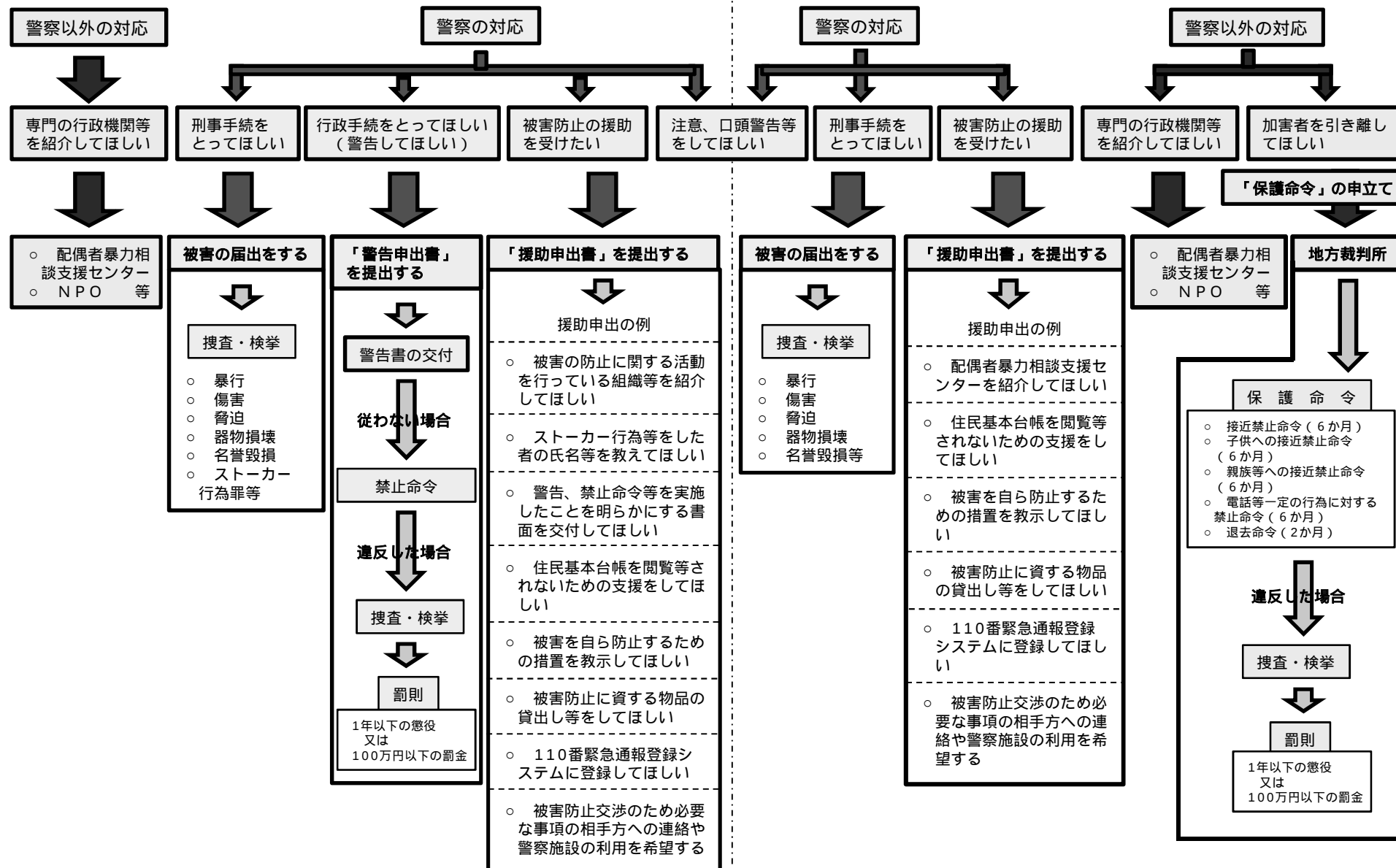
（注）担当職員は、2ア又はイに該当する場合の相談先、3ア又はイに該当する場合の転居・避難先等について聴取したときは、別途、相談記録簿等に記録すること。

この書面は、法令に基づく場合（配偶者暴力防止法第14条第2項）等のほか、第三者に提供することはありません。

ストーカー対策の流れ

DV（配偶者からの暴力）対策の流れ

法的にストーカーとDVの両方に該当することがあります。



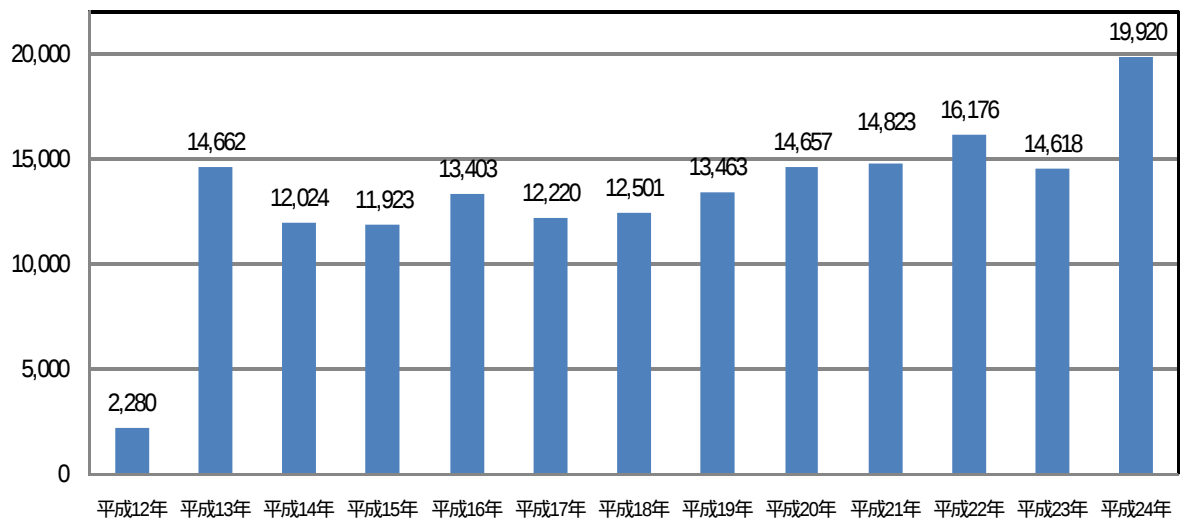
平成 25 年 11 月 6 日
警 察 庁

平成24年中のストーカー事案の対応状況について

ストーカー事案の対応状況

1 ストーカー事案の認知状況

19,920件で前年比5,302件（36.3％）増加し、法施行後最多。



注 1）執拗なつきまといや無言電話等のうち、ストーカー規制法やその他の刑罰法令に抵触しないものも含む。

注 2）平成12年は、ストーカー規制法の施行日（11月24日）以降の認知件数

2 ストーカー規制法の適用

「警告」「警察本部長等の援助」及び「ストーカー規制法違反検挙」が、いずれも対前年比 6 割以上増。

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	対前年比	増減率
警告	1,335	1,376	1,344	1,288	2,284	996	77.3%
禁止命令等	26	33	41	55	69	14	25.5%
仮の命令	0	0	0	0	0	0	-
警察本部長等の援助	2,260	2,303	2,470	2,771	4,485	1,714	61.9%
ストーカー規制法違反検挙	244	263	229	205	351	146	71.2%
ストーカー行為罪	243	261	220	197	340	143	72.6%
禁止命令等違反	1	2	9	8	11	3	37.5%

- 警察本部長等の援助の内訳（複数計上）

住民基本台帳閲覧制限措置の意見提出や110番緊急通報登録システムへの電話番号登録といった「その他被害防止のための適切な対応」が対前年比約8割増。

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	対前年比	増減率
被害防止措置の教示	1,092	1,189	1,063	1,103	1,574	471	42.7%
被害防止交渉に必要な事項の連絡	143	139	136	139	233	94	67.6%
行為者の氏名及び連絡先の教示	131	96	98	96	156	60	62.5%
被害防止交渉に関する助言	194	194	215	184	324	140	76.1%
被害防止活動を行う民間組織の紹介	30	43	42	39	40	1	2.6%
被害防止交渉場所として警察施設の利用	135	137	160	128	154	26	20.3%
被害防止に資する物品の教示又は貸出	461	416	417	455	535	80	17.6%
警告等を実施した旨の書面の交付	28	41	25	26	46	20	76.9%
その他被害防止のために適切な措置	1,016	1,173	1,548	1,773	3,186	1,413	79.7%

3 ストーカー規制法以外の対応（複数計上）

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	対前年比	増減率
被害者へ防犯指導	10,435	11,074	12,951	12,429	16,453	4,024	32.4%
行為者への指導警告	4,149	4,331	5,887	5,409	7,410	2,001	37.0%
パトロール	1,568	2,122	2,605	2,416	3,307	891	36.9%
その他対応	1,009	1,245	1,402	1,391	1,818	427	30.7%
他法令による検挙	716	759	877	786	1,504	718	91.3%
他機関等への引継ぎ	42	39	44	39	100	61	156.4%

注1)「その他対応」は、再被害防止対象者として指定、GPS機能付き携帯電話機の貸出し等を計上している。

注2)「他機関等」は、市町村、保健所、婦人相談所、医療機関等を計上している。

- 他法令による検挙

脅迫、住居侵入、傷害、暴行による検挙が多く、他法令による検挙は対前年比約9割増。

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	対前年比	増減率
検挙総数	716	759	877	786	1,504	718	91.3%
殺人（未遂を含む。）	11	11	7	7	3	-4	-57.1%
強姦	2	6	8	6	9	3	50.0%
暴行	50	70	73	62	141	79	127.4%
傷害	106	93	160	120	243	123	102.5%
脅迫	88	87	106	90	277	187	207.8%
強要	22	17	14	17	23	6	35.3%
恐喝	14	14	17	6	26	20	333.3%
窃盗	35	44	35	34	46	12	35.3%
強制わいせつ	8	8	12	10	17	7	70.0%
住居侵入	111	124	147	125	270	145	116.0%
逮捕監禁	14	20	22	18	18	0	0.0%
名誉毀損	18	20	17	20	30	10	50.0%
業務妨害	2	2	5	1	1	0	0.0%
器物損壊	78	94	93	91	160	69	75.8%
暴力行為処罰法	15	14	11	13	27	14	107.7%
軽犯罪法	25	23	27	29	37	8	27.6%
銃刀法	35	30	33	39	49	10	25.6%
迷惑防止条例	29	35	31	41	48	7	17.1%
その他	53	47	59	57	79	22	38.6%

注1) 未遂のある罪については未遂を含む。

注2)「その他」には、放火、強盗、不正アクセス禁止法違反等が含まれる。